



鳥取県公報

平成12年3月31日(金)

号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築課）……………	2
	宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（住宅課）……………	2
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の 一部を改正する規則（ク）……………	3
	2級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則を廃止する規則（建築課）……………	9

—— 公布された規則のあらまし ——

◇鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 定期検査の必要なエレベーターから一戸建ての住宅に設けられたものを除外することとした。（第6条関係）
- 2 建ぺい率を緩和する敷地にその敷地の外周の3分の1以上が道路、河川、水路等知事が定める基準を満たすものに接する敷地を加えることとした。（第11条関係）
- 3 その他所要の改正をすることとした。
- 4 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

1 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正

(1) 申込書の添付書類の返却

入居申込者のうち入居の決定を受けなかった者から申出があったときは、申込書の添付書類を返却することができることとした。（新第2条第5項関係）

(2) 請書

請書の添付書類を、入居決定者の印鑑登録証明書、保証人の収入を証する書類及び緊急連絡先届出書とすることとした。（新第5条第2項関係）

(3) 保証人

保証人となることができない者の範囲を見直すとともに、65歳以上の者及び障害者については保証人を免除することができるものとした。（新第6条第1項、第2項関係）

(4) 住宅監理員

住宅監理員を廃止することとした。（第17条関係）

(5) その他

所要の規定の整備をすることとした。

2 鳥取県特別県営住宅管理規則の一部改正

(1) 特別県営住宅監理員

特別県営住宅監理員を廃止することとした。（第2条関係）

(2) その他

所要の規定の整備をすることとした。

3 施行期日

この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第61号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥取県建築基準条例（昭和47年12月）」を「鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年）」に改める。

第4条の見出しを「(手数料の減免)」に改め、同条第1項中「確認申請手数料及び完了検査申請手数料は、政令第10条から12条の2までに規定する」を「条例別表第3の左欄1の項から6の項までに掲げる事務に対する手数料は、それぞれ同表の右欄に定める」に改め、同条第2項中「確認申請手数料及び完了検査申請手数料」を「条例別表第3の左欄1の項から6の項までに掲げる事務に対する手数料」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国又は地方公共団体の建築物に係る条例別表第3の左欄7の項から37の項までに掲げる事務に対する手数料は、免除する。

第6条第1項第1号中「エレベーター（）」の次に「一戸建ての住宅に設けられたもの及び」を加える。

第11条に次の1号を加える。

(3) 知事が定める基準を満たす道路、河川、水路その他これらに類する土地（以下この号において「道路等」という。）に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路等に接するもの

第13条第3項中「第6条第1項ただし書」を「第4条ただし書、第6条第1項ただし書」に改める。

第14条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第62号

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条中「、省令及びこの規則」を「及び省令」に改め、同条を第5条とする。
様式第3号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第63号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「公募」の次に「又は第4条第1号から第6号までに掲げる事由」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項第4号を次のように改める。

(4) 条例第4条第1号から第6号までに掲げる事由に係る入居の申込みをする者にあつては、当該事由に該当することを証明する書類

第2条第2項第5号中「(条例第4条に規定する事由に係る者以外の者に限る。)」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項第3号」を「第1項第2号」に、「第2項第1号」を「前項第1号」に改め、同条中同項を第3項とし、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 知事は、入居申込者のうち入居の決定を受けなかった者から申出があつたときは、その者から提出された第2項各号に掲げる書類を返却することができる。

第5条に次の1項を加える。

2 条例第9条第1項第1号の規則で定める書類は、入居決定者の印鑑登録証明書、保証人の収入を証する書類及び緊急連絡先届出書(様式第7号の2)とする。

第6条を次のように改める。

(保証人)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第9条第1項第1号に規定する保証人となることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (4) 一定の収入のない者

2 条例第9条第2項の規定により請書への保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 第3条の2第2項第1号又は第2号の規定に該当する者

3 条例第9条第2項の規定により請書への保証人の連署の免除を受けようとする者は、県営住宅保証人免除

よ う と す る 家 族	男	大正 昭和 平成	同・別	給 年 所 の 他	与 金 他													
	女	大正 昭和 平成	同・別	給 年 所 の 他	与 金 他													
	男	大正 昭和 平成	同・別	給 年 所 の 他	与 金 他													
	女	大正 昭和 平成	同・別	給 年 所 の 他	与 金 他													
別 居 扶 養 者	男	大正 昭和 平成	同・別	給 年 所 の 他	与 金 他													
	女	大正 昭和 平成	同・別	給 年 所 の 他	与 金 他													

所得金額計 円 - 控除額計 円 ÷ 12 = 収入月額 円

住宅に困っている状況 (該当する事項を記入してください。)			
1	他の世帯と共同		
2	部屋が狭い		
3	住宅でない建物に居住	(建物の概要)
4	家賃が高額	(月額	円)
5	結婚後の住居がない	(婚姻の予定	年 月)
6	離婚後の住居がない		
7	立退きの要求を受けている	(理由)
8	勤務場所が遠隔地	(片道通勤時間	時間 分)
9	その他	(理由)

現在住んでいる住宅	
1	民間住宅、社宅
2	両親等と同居
3	その他 ()

備考

- 1 入居申込者、同居親族及び別居の扶養者全員について、記入してください。
- 2 年の中途において、就職又は事業を経営したときは、勤務先又は学校名欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。
- 3 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 入居申込者、同居親族等の市町村長又は税務署長の所得証明書、源泉徴収票、給与証明書その他収入を証する書類
 - (2) 入居申込者、同居親族等の住民票の写し(外国籍の人は、外国人登録済証明書)
 - (3) 控除額がある場合において、(1)又は(2)の書類で証明ができないときは、これを証する書類
 - (4) 条例第4条第1号から第6号までに掲げる事由に係る申込みにあつては、当該事由に該当することを証する書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 4 申込資格及び提出書類等の詳細については、「鳥取県営住宅入居申込あんない」をお読みください。

様式第2号 削除

様式第7号中「により下記県営住宅の入居の決定を受けたので」を「で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり」に改め、「連帯保証人と連署の上、」を削り、「連帯保証人は、この請書による私の一切の債務

「連帯保証人 住所
氏名
入居者と
連帯保証人 住所
氏名
入居者と

について連帯して」を「保証人は、この請書による私の一切の債務について」に、

④ 「保証人 住所 「入居者 1 印鑑証明書 「1 入居決定
の関係を を 氏名 ④ に、 連帯保証人 1 印鑑証明書 を 2 保証人の
④ 入居者との関係」 2 収入を証明する書類」 3 緊急連絡

の關係」
者の印鑑登録証明書
収入を証する書類 に改める。
先届出書 」

様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第7号の2（第5条関係）

緊 急 連 絡 先 届 出 書

職氏名 様

年 月 日

住宅名 団地 第 号
入居者氏名

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、緊急時の連絡先を届け出ます。

緊急連絡先			
フリガナ 氏 名			入居者 との関係
現 住 所	郵便番号	電話番号	
勤 務 先	名 称	電話番号	
	所 在 地		

備考 緊急連絡先は、県内に居住している方としてください。

様式第7号の3 (第6条関係)

県営住宅保証人免除申出書

職氏名 様

年 月 日

住宅名 団地 第 号

入居者氏名

県営住宅の入居に当たり、請書への保証人の連署を免除してもらいたいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第6条第3項の規定により申し出ます。

理	由
規則第6条第2項のうち該当する項目（該当番号に○印）	1 第1号に該当 2 第2号に該当

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

様式第8号(第6条関係)

県営住宅入居者保証人変更承認申請書

職氏名 様

年 月 日付けで提出した請書の保証人を変更したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

入居者

団地 第 号

氏名

㊟

電話

記

変更理由		
変更年月日		
旧保証人	住所	
	氏名	㊟
私は、保証人となるに際し、条例等の規定及び入居の条件を承知し、旧保証人が入居者のため貴県に対し負担しているすべての債務及び今後の入居者のすべての債務を引き受けます。		

新保証人	住所	
	氏名	㊟
	入居者との関係	

添付書類 新保証人の収入を証する書類

様式第9号(第6条関係)

県営住宅入居者氏名等変更届

職氏名 様

下記のとおり(入居者氏名・保証人の氏名又は住所)が変更になりましたので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第5項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名

電話番号

記

入居者	団地 第 号 氏名		
変更事項	1 入居者の氏名	2 保証人の氏名	3 保証人の住所 (該当番号に○印)
変更前			
変更後			
変更年月日			
備考			

添付書類 入居者の氏名変更の場合は、変更を証する書類

(鳥取県特別県営住宅管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県特別県営住宅管理規則(昭和43年鳥取県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(住宅管理人)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第7条第2項」を「第7条」に改め、同条中同項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第3条中「第1項第3号及び第4号並びに第4項」を「第1項第2号及び第3号並びに第3項」に、「第17条第3項」を「第17条第2項」に、「第19条」を「第18条」に改める。

附 則

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に連帯保証人になっている者は、第1条の規定による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後の鳥取県特別県営住宅管理規則の規定の適用については、保証人になっているものとみなす。

2級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第64号

2級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則を廃止する規則

2級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則（昭和59年鳥取県規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。